

海上自衛隊岩国基地「JMSDF/MCAS Iwakuni Friendship DAY 2018」における臨時店舗の設置及び経営に関する業者の募集について

山口県岩国市岩国基地に所在する海上自衛隊岩国基地で実施する「JMSDF/MCAS Iwakuni Friendship DAY 2018」において、臨時店舗を設置し、営業を行う業者を次のとおり募集します。

1 応募資格等

(1) 応募資格

次のいずれかに該当する者のうち米軍岩国航空基地が定める立入条件を満たし、かつ「(2)」を誓約し、「(3)」を遵守できる者

ア 岩国商工会議所の会員になっている者

イ 出店日に岩国航空基地内で営業をしている事業者

(2) 誓約事項

次の事項について、誓約書を提出できる者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

(3) 遵守事項

ア 出店申請書において定める国との取決め事項を遵守できる者

イ 飲食店を営業するにあたり、岩国健康福祉センターへ必要な届出ができる者

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置等の概要

(1) 出店日時

平成30年5月5日(土)

午前7時から午後4時まで

(2) 出店場所

山口県岩国市三角町2丁目岩国基地 海上自衛隊岩国航空基地第3格納庫内

(3) 設置業種

山口県に縁がある飲食店営業及び特産物販売とします。

ただし、飲食店営業において飲食に伴い発生するゴミを捨てるゴミ箱の設置及びゴミ処理は出店側の責任において措置するものとし、火気を使用する場合は使用場所及び使用方法等については、官側の指示に従うものとします。また、販売品目(アルコール等)によっては、急遽販売中止となる可能性がありますので予めご了承ください。

(4) 店舗数

最大店舗数15店舗

4 募集期間及び募集要領の配布

公募に参加を希望する場合は、次の期間及び時間内に担当者に連絡をした上で募集要領を受領してください。募集要領は、岩国商工会議所でも配布しておりますので、岩国商工会議所の会員になっている者は岩国商工会議所で受領してください。

なお、岩国商工会議所での受領時間等は、それぞれご確認ください。(商工会議所業務課宛)

(1) 募集期間：平成30年2月13日(火)から2月23日(金)

(2) 時 間：午前9時から午後4時まで(ただし、2月23日(金)は、午後1時まで)

(3) 場 所：〒740-8555山口県岩国市三角町2丁目海上自衛隊岩国航空基地内
海上自衛隊岩国航空基地隊岩国厚生隊 厚生センター2階

(4) 連絡先：電話(代表)0827-22-3181(内線6481・6482)

(5) 担当者：片野、北原

5 その他

(1) 国の都合でやむを得ず延期又は中止となる場合があります。

(2) 細部は、募集要領によります。